

正 本

平成16年(ネ)第6238号 損害賠償等控訴事件

控訴人 佐藤 瀧三郎 外1名

被控訴人 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 外1名

答 弁 書

平成17年2月14日

東京高等裁判所第22民事部ハ係 御中

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目12番15号西山ビル5階

服部法律事務所(送達場所)

電 話 03-3571-7823

FAX 03-3571-7825

被控訴人エイアイユーインシュアランスカンパニー訴訟代理人

弁護士 服 部 邦 彦



〒107-0061 東京都港区北青山2丁目7番20号第2イノセビル5階

赤尾・花崎法律事務所

電 話 03-5414-1851

FAX 03-5414-1852

同 上

弁護士 花 崎 浜 子



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

第2 控訴の理由に対する反論

- 1 控訴人らは、原判決に事実認定の誤りがあると主張するが、原判決は証拠に基づいて極めて的確な事実認定を行っており、事実誤認はない。
- 2 控訴人らは、本件において最も基本的かつ重要な事実「進氏は、どのような支援を要する人だったのか。」「とくに「入浴」場面ではどうだったのか」という点であったと主張するが、そもそも、これらの事実は、控訴人らの、被控訴人エイアイユーインシュアランスカンパニー（以下「被控訴人保険会社」という）に対する本件保険金請求権の存否の判断には、何ら影響を与えるものではない。

本件傷害保険は、被保険者たる進氏が、「急激かつ偶然な外来の事故」（保険事故）によって傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合に死亡保険金が支払われるものであるところ（約款第1条1項、第5条1項）、本件においては、進氏の死亡が外来性の要件を充たすか否かが問題となっているのであるが、「外来性」とは、現実が発生した事故による傷害の原因が、被保険者の身体の外からの作用であることをいうのであり、この存否の判断に、進氏の障害の程度や特性、あるいは、七生福祉園の職員義務違反の有無といった事情は全く無関係である。このことは、原審より、被控訴人保険会社が繰り返し主張しているとおりである。

よって、控訴人らが、その平成17年1月18日付控訴理由書で繰々主張する上記事実に関する事情は、本件保険金請求権の有無に関する原審の判断の当否には、全く影響を与えないというべきである。

- 3 また、控訴人らは、上記控訴理由書（8頁）において、『・・湯船につかって、すぐに眼球上転してしまったとしたら、まだ身体が温まっていないので、そのまますぐに出るわけにはいかず、また、「そのままずっとつかっていたら、のぼせてしまう」といった合理的な判断をすることもなく、浴槽内

でずっと、じっとしていた可能性も十分ある。そうなると、のぼせてフラフラになり、転倒して溺死した、という可能性も十分ある。』と主張し、原判決摘示の主張事実に加えて、本件の事故状況、死亡に至る因果関係を構成する事実として追加する旨述べる。

そこで控訴人らの従前の主張と上記主張とを比較するに、両者はいずれも進氏が眼球上転発作を起こしたことを前提として、従前は、すり足で歩いていて足を滑らせる等して転倒したとしていたのに対し、上記主張では、のぼせてフラフラになり転倒したとしているにすぎない。しかし、いずれにしても、進氏が浴槽内で転倒しただけで溺死につながる可能性が極めて低いことは原審が認定したとおりである。原審は、浴槽の深さが60センチメートルであるのに対して進氏の身長が約170センチメートルであること、進氏には運動障害がなかったこと、溺水時に水面から顔を出すのは本能的、反射的な危機回避行動であるといえること等、具体的な事情を詳細に検討したうえで、まさに的確な認定を行っている。そして、転倒によって頭部を強打する等して意識障害を来し、これにより溺死につながったとみるのが困難であることは、これもまた原審が進氏の頭部に目立った外傷がないこと等を理由に的確に認定したとおりである。

よって、控訴人らによる上記主張が追加されたとしても、原審の認定を覆すには到底及ばない。

- 4 さらに、控訴人らは、原判決が、進氏が浴槽内でてんかん発作を起こして溺死した可能性を指摘したことを極めて不当であると非難するのであるが（10頁）、進氏の従前のてんかん発作歴や、同氏が2歳のときから本件事故時までずっと抗てんかん薬を投与されていた事実等に鑑みれば、それは当然の指摘であり、むしろ本件においては、てんかん発作によって意識障害を来したことが溺死につながった可能性が高いと判断するのが合理的であるといふべきである。この点については、原審において被控訴人保険会社が詳述

したとおりであり、控訴人らの主張はあまりに的はずれである。

- 5 また、控訴人らは、甲第35号証の文献を根拠として、進氏が眼球上転の状態で転倒して溺れた可能性を指摘しているが、その引用は極めて恣意的であり、適切ではない。

たとえば、控訴人らは、甲第35号証17頁に、水死事故の「予防対策」として、「高齢者については、浴槽で滑って溺れる、というケースが多いので、①浴槽に手すりを設置する、②浴槽の下に、滑り止め防止用のマットを設置する、③浴槽は半埋め込みにし、水深を低くする、などが挙げられます。」と記載されているうちの「高齢者については、浴槽で滑って溺れる、というケースが多い」という部分のみを取り出し、進氏に関しても、動作が通常より緩慢になり、判断能力も相当に落ちてきた場合には浴槽で滑って溺れることがありうると主張するのであるが、同文献の該当箇所は、予防対策として行うべき具体的方策を示した後段に重点があるのであり、前段部分は、ごく抽象的に一般的な危険性を述べているにすぎないものであって、溺死に至る具体的な因果関係を意識して記載されたものでないことは明らかである。しかもこれは、足腰が弱くなっている高齢者をイメージしたものであることも容易に推測でき、死亡当時30歳代であった進氏にあてはめるべき議論ではない。

また、控訴人らは、甲第35号証20頁の「溺死のメカニズム」の記載を引いて、進氏がパニックに陥ったことにより大量の水を飲んでしまい溺死した可能性も指摘するが、同号証の21頁には、「パニックにより溺死が誘発されることは、広い海などの特殊な環境で好発します。」とも記載されているのであり、普段使い慣れた浅い浴槽内で転倒したからといって、パニックを起こすとは容易に想定しがたい。そのうえ、水面から本能的・反射的に顔を出すことをせずに、なにゆえ大量に水を飲んでしまうことになるのか、控訴人らの立論には無理があると言わざるを得ない。

さらに、控訴人らは、「ビーチでの溺水者の誘発因子」の第2位に「精神疾患」が掲げられていることも指摘するが、ビーチと浴槽では、全く状況が異なるのであるから、上記統計は、本件を判断するにあたって何ら参考になるものではないというべきである。

- 6 以上のとおり、控訴人らの本件控訴には全く理由がないことが明らかであり、進氏の死亡に「外来性」が認められないことは、原審が的確に認定したとおりである。

よって、本件控訴は、直ちに棄却されるべきである。

以上